

❀ 県外でRSウイルス定期予防接種を希望される方へ ❀

■ 接種前の申請：手続きには10日ほどかかります（郵便にかかる時間は除く）。

- 1 希望する医療機関へ予防接種を受けたい旨を連絡し、了承を得てください。
- 2 「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を記入し豊橋市保健所保健医療企画課へ提出してください。

ホームページから電子申請も可能です。電子申請ページはコチラ ➡



なお、申請から接種までに年度をまたぐ場合は、お手数ですが保健医療企画課までご連絡ください。

提出物：「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」

該当する豊橋市内接種用の予診票も、あわせて提出してください。

提出先：〒441-8539

愛知県豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所 保健医療企画課 予防接種担当 宛て

- 3 「依頼書」と「県外接種用の予診票」を申請者へお渡しします。

※お手元に同じ予診票が複数枚（市内用と県外用など）ある場合、二重接種を防ぐため不要な予診票を必ず破棄もしくは返却してください。

■ 接種について

対象週数以外の接種や、接種日に豊橋市に住民登録がない場合は、全額自己負担となります。

- 1 「依頼書」・「県外接種用の予診票」・「母子健康手帳」を持参し、申請した医療機関で接種してください。

※申請前のお手元にある豊橋市内接種用の予診票は使えません。

- 2 医療機関へ接種費用を全額支払い、払い戻し手続きに必要な書類を受け取ってください。

①領収書（予防接種の内訳がわかるもの） ※領収書+内訳明細書でも可

②予診票

※紛失した場合、払い戻し手続きができません。大切に保管してください。

- 3 申請したが県外で接種しなかった場合は、保健医療企画課へ連絡をしてください。

■ 払い戻し手続き：請求期限は、接種した日から1年です。

次の1~4をお持ちのうえ、保健医療企画課にて払い戻しの手続きをしてください。

- 1 「豊橋市予防接種費補助金交付申請書兼請求書」
- 2 領収書原本（予防接種の内訳がわかるもの） ※領収書+内訳明細書でも可
- 3 接種済みの「予診票」と母子健康手帳又は予防接種済証
- 4 通帳（振込希望の口座）

❀この案内はご家族のみなさんで目を通してください❀

担当：豊橋市保健所 保健医療企画課 予防接種グループ

住所：〒441-8539 愛知県豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぷ内）

電話：0532-39-9109